

1. 報告事項

鳥獣の捕獲等において特定猟具（銃）の使用を禁止する区域について関係市町村長からの要望に基づき、新たに指定及び区域の拡大を行う。

2. 制度概要

鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を禁止する必要があると認める区域（特定猟具使用禁止区域）を都道府県知事が指定（法律第35条）。

3. 区域指定（新規）について

【名 称】滑川和泉特定猟具使用禁止区域（銃）

【所 在 地】滑川町

【面 積】49.0ha

【存続期間】無制限

【指定趣旨】指定する区域内には不特定多数の人が利用する遊戯施設が存在し、危険の予防を図るため、滑川町長と和泉区長から区域指定の要望があった。

また、利害関係者である猟友会長と埼玉中央農業協同組合代表理事組合長から同意があったことから、新たに区域指定するもの。

4. 区域変更（拡大）について

【名 称】比企北部特定猟具使用禁止区域（銃）

【所 在 地】嵐山町

【面 積】新たに71.5haを追加（10,753.4ha→10,824.9ha）

【存続期間】無制限

【変更趣旨】区域変更する区域内には小学校や住宅地が存在し、危険の予防と静穏の保持を図るため、嵐山町長から区域変更（拡大）の要望があった。

また、利害関係者である関係区長や猟友会長、埼玉中央農業協同組合代表理事組合長等から同意があったことから、区域変更（拡大）するもの。

